

## 保護増殖事業のあり方に関する論点

### 1. 議論の目的

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護増殖事業については、これまで 64 種を対象に 51 計画が定められ、各種事業が実施されている。昨年度の科学委員会において、指定種数の増加に対して事業の増加が伴っていない現状や、限られた予算・人員の状況を踏まえた戦略的な事業実施、個体数増加以外の複数の保全目標の達成、生息域外保全の検討促進、NPO や民間事業者との連携拡大の必要性について認識された。

また、同委員会において、保護増殖事業全体を横断的にレビューする必要性が指摘されたことや、長年にわたる事業の結果、トキ、タンチョウ、アホウドリ等のように個体数目標を順調に達成できている種が出ている状況を踏まえ、今後の保護増殖事業のあり方について、全国的かつ分野横断的に整理が必要な項目について整理することにより、効率的・効果的な保護増殖事業の実施を目指す。

### 2. 保護増殖事業のあり方について（案）

#### （1）計画に基づく事業実施の方法

- 多くの保護増殖事業計画における目標が「本種が自然状態で安定的に存続できるようにすること」とされているが、この目標は事業開始後に十分な科学的知見が揃っていない中で順応的な管理を実施できるよう大枠を示している一方、具体的ではないため、保護増殖事業が目標を達成したと判断することや、現に行っている事業が目標の達成にどの程度貢献しているかを判断することが困難な状況にある。そのため、戦略的な事業の実施に向けて、各種の特性等を踏まえ、保護増殖事業が、最終的に目標を達成したと判断できる、具体的かつ現実的な目標を設定する必要がある。また、実施される事業については、目標の達成に資すると期待されるものに限定する必要がある。あわせて、利用可能な科学的データを活用し、事業の達成状況について種の特性に応じた複数の視点から分析・評価していくことが必要。

#### <具体的な最終目標の設定事例>

##### シマフクロウ

生息適地評価、自然分散予測、最小存続可能個体数等の分析を行い、『「知床」、「根釧」、「大雪山系」及び「日高山系」の4つの既存の生息地を中心に、それぞれが一つのまとまりを持った個体群として、各個体群のつがい数が「24 つがい」以上となること』という全体目標を定めた。

- NPOや企業等の民間事業者との連携をさらに促進し、国以外の主体による資金面・労力面での協力を得ることや、保護と利用の好循環の仕組みを地域作りの中で実現することが必要。どのような取組が必要か？
- 保護増殖検討会等の会議については、保全情報の公開については留意する必要があるものの、事業実施の必要性や進捗について広く理解を得るため、可能な限り公開で開催すべきではないか？

## (2) 域外保全と野生復帰に関する考え方

- 生息域外保全、野生復帰は保護増殖事業の具体的な最終目標の達成に資すると考えられる種に限定して行う必要がある。生息域外保全が有効な種については、最終目標を達成するために有効な野生復帰の数や方法となることを念頭におきつつ、飼育個体数を決定するとともに、飼育繁殖の技術開発に取り組むことが必要である。一つの園館で飼育栽培を失敗した場合のリスクや感染症等のリスクもあるため、可能な限り飼育栽培技術を共用化した上で、分散飼育・栽培が必要ではないか？
- トキ以外にも、ヤンバルクイナ、イタセンパラ、ミヤコタナゴ、オガサワラハンミョウ、ツシマウラボシシジミといった保護増殖事業対象種で野生復帰又はその試験が実施され、今後の実施が検討されている種がある。再導入、補強、保全的導入の実施については、先行事例が限られ、一定のリスクも想定され、合意形成の課題もあるところ、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等を踏まえ、目標に照らし合わせた慎重な検討を行い、その実施状況や計画について他種の検討の参考とするため共有を図るべきではないか？

## (3) 事業終了に関する考え方

- 本来であれば、保護増殖事業の具体的な目標に向けて事業を行い、目標が達成できたと判断された段階で、保護増殖事業が終了とされる必要があるが、具体的な目標を定めてられていない場合が多い。  
トキ、タンチョウ、アホウドリ等のように個体数目標を順調に達成できている種が出てきている状況を踏まえ、保護増殖事業の終了方法について今後整理が必要。
- 保護増殖事業計画等に掲げられた目標又は下位目標を達成し、レッドリストのランクが下がるかランク外となり、結果として国内希少野生動植物種の指定が解除される場合には事業は自動的に終了すると考えられる。ただし、その場合でもオオタカのように社会影響の大きい種につい

ては、指定解除後のモニタリングを必要に応じて実施することが必要か？（参考資料 8）

- 保護増殖事業計画等に掲げられた目標又は下位目標を達成し、国が事業を継続しなくても将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高い場合、米国の例（参考資料 9）等を踏まえ、事業実施フェーズから数年に一回のモニタリングを行う監視フェーズに移行しても良いのではないか？

### 3. 今後のスケジュール

～12月：論点を踏まえた全国の保護増殖事業の実施状況レビュー

12月25日：科学委員会において保護増殖事業のあり方（案）について議論